

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

| | |
|--|---------|
| 野田岩槻線 | 路線名 |
| 春日部市大畑字前二〇五番八地先から 同市大畑字前一八九番八地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和二年三月三十一日 | 供用開始の期日 |
| 平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区 域の供用開始である。 | 備考 |